

インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業業務委託仕様書

1 件名 インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業

2 目的

観光地の定番のみならず、新たな魅力を発見し感性豊かな訴求力で発信してくれるインフルエンサーを招聘し、広く情報発信することを目的とする。

SNS を使用して旅行の情報収集をしているユーザーの興味・関心を高め、首都圏での観光認知度の向上を図る。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

4 業務内容

（1）インフルエンサーの招聘及び情報発信

鹿児島県四地区観光連絡協議会（加盟市：鹿児島市、霧島市、南九州市、指宿市）四市の魅力を多くの人に訴求するため SNS において一定の影響力を持つインフルエンサーを招聘し、現地で体感した魅力を発信すること。

①インフルエンサーについて

- ・Instagram フォロワー数 5 万人以上を 2 名以上起用すること
- ・旅行や観光の投稿を主としているインフルエンサーであること
- ・首都圏に発信力があること
- ・ターゲットは 20～40 代
- ・観光素材として構図やアングルなど見栄えのよい素材を撮れること

②投稿について

- ・発信媒体は Instagram とする
- ・投稿数にあっては各市 1 投稿、計 4 投稿以上とする
- ・投稿方法は写真やリール動画など問わない
- ・各市 3 スポット以上紹介すること
- ・リール動画の場合は 30 秒以上のもの、フィード投稿の場合は 5 枚以上の写真等を用いること

(2) Instagram を活用した # キャンペーン

観光や特産品など四市の魅力を Instagram にて # を付けて投稿し、期間中に集まつた投稿の中から、より魅力が伝わる投稿を厳選し、四市にちなんだ特産品等をプレゼントするキャンペーン。

- ・キャンペーンにおける景品の発送は受託者にて行うものとする
- ・キャンペーン実施についての発信方法としては、Instagram での広告掲載、かつ、インフルエンサー投稿時に # を付けて発信等を行うこと
- ・キャンペーン実施に係る広告は全国に向けて配信すること
- ・キャンペーンに関する問合せ先は受託者とする

5 実施期間

インフルエンサーによる配信及び # キャンペーン実施期間ともに令和 6 年 12 月から令和 7 年 2 月末までとする。

6 業務報告

事業の結果を取りまとめた業務報告書を作成し、契約終了後検査を受けること。業務報告書には、以下の内容を含めること。

また、報告書の提出は令和 7 年 3 月 21 日（金）までとする。

- (1) 発信情報（投稿内容等）
- (2) 定量的な効果等がわかるデータを用いた効果検証の結果報告（投稿数、エンゲージメント等）
- (3) インフルエンサーの投稿について、リーチやエンゲージメント、獲得したファン数などの数値、コメントを評価・分析した結果報告
- (4) その他業務実施にあたり制作した成果品

7 成果品の権利等

- (1) 本事業の実施により生じた全ての著作物の利用は協議会にて自由に行うことができるものとする。
- (2) 本事業の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権を・肖像権等の処理を済ませた上で納品すること。権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

7 業務実施上の留意点

- (1) 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- (2) 本事業を行うにあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

- (3) 委託業務に関して知りえた情報をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外にの目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通して取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由により鹿児島県四地区観光連絡協議会または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (6) 業務完了後に、受託者が提出した成果物に不良箇所があった場合は、速やかに訂正、補足等を行うものとし、これらに係る経費は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項又は、業務遂行に関して疑義が生じた場合は、鹿児島県四地区観光連絡協議会と受託者で協議することとする。